



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年5月8日金曜日 第2670号

### ◇ 目 次 ◇

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 496

土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... (東予地方局農村整備課) ... 496

土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 497

土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 497

道路の区域変更(県道松山川内線)..... (中予地方局管理課) ... 498

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 498

道路の供用開始(県道松山川内線外)..... ( " ) ... 498

道路の区域変更(県道日向谷高野子線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 499

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 499

### 公営企業公告

エキシマレーザ血管形成装置の購入..... (公営企業管理局総務課) ... 499

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第579号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

愛媛県知事 中村時広

#### ○愛媛県告示第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年5月8日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀江幸二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	渡邊彰	西条市小松町南川甲119番地2
"	佐伯良一	西条市小松町南川甲239番地2
"	桑原矢一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	今井隆浩	西条市小松町南川甲140番地の3
"	藤井兼重	西条市小松町新屋敷甲1319番地
"	越智幸博	西条市小松町新屋敷甲93番地
"	一色志津夫	西条市小松町新屋敷甲392番地
"	桑原俊樹	西条市小松町新屋敷甲564番地1
"	桑原拓司	西条市小松町新屋敷甲2120番地2
"	曾我藤夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地1

"	岡田正人	西条市小松町新屋敷甲2400番地4
"	戸田茂樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
監 事	工藤勝利	西条市小松町南川甲382番地2
"	岡田芳明	西条市小松町新屋敷甲2333番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀江幸二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	渡邊彰	西条市小松町南川甲119番地2
"	佐伯良一	西条市小松町南川甲239番地2
"	桑原矢一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	首藤孟弘	西条市小松町南川甲251番地
"	越智幸博	西条市小松町新屋敷甲93番地
"	藤井兼重	西条市小松町新屋敷甲1319番地
"	藤原義之	西条市小松町新屋敷甲2412番地1
"	曾我藤夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地1
"	戸田茂樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	桑原拓司	西条市小松町新屋敷甲2120番地2
"	安部寅雄	西条市氷見乙1968番地2
"	桑原俊樹	西条市小松町新屋敷甲564番地1
監 事	工藤勝利	西条市小松町南川甲382番地2
"	尾上雄二	西条市小松町新屋敷甲1879番地2

#### ○愛媛県告示第581号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市小松町第五土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年5月8日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	戸 田 盛 豊	西条市小松町新屋敷甲1863番地
"	塩 出 喬	西条市小松町新屋敷甲1798番地 1
"	玉 井 康 文	西条市小松町新屋敷甲1833番地
"	日 野 本 治	西条市小松町新屋敷甲1822番地
"	藤 井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
"	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	今 井 誠	西条市玉之江342番地 2
監 事	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	渡 部 和 憲	西条市玉之江160番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	戸 田 盛 豊	西条市小松町新屋敷甲1863番地
"	塩 出 喬	西条市小松町新屋敷甲1798番地 1
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	玉 井 康 文	西条市小松町新屋敷甲1833番地
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
"	日 野 本 治	西条市小松町新屋敷甲1822番地
"	藤 井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1
"	今 井 誠	西条市玉之江342番地 2
監 事	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	青 山 一 美	西条市小松町北川275番地 1

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	塩 崎 美 教	新居浜市萩生1182 - 2
"	野 口 耕 三	新居浜市萩生98 - 2
"	森 忠 則	新居浜市萩生1137
"	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	福 田 勝 久	新居浜市萩生1008
"	守 谷 稔	新居浜市萩生964 - 2
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	徳 永 秀 隆	新居浜市萩生1432 - 4

"	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
"	真 鍋 猛 廣	新居浜市萩生493

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	森 賀 繁 則	新居浜市萩生1095 - 1
"	森 忠 則	新居浜市萩生1137
"	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	徳 永 秀 隆	新居浜市萩生1432 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495
"	守 谷 秀 典	新居浜市萩生451
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	伊 藤 慎 吾	新居浜市大生院487 - 3

○愛媛県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 英 俊	松山市馬木町162番地
"	矢 野 洋 介	松山市馬木町59番地 1
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
"	矢 野 之 祥	松山市馬木町103番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 之 祥	松山市馬木町103番地
"	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地

○愛媛県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1

○愛媛県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1457番 3	旧	メートル 7.9 ~ 8.0	キロメートル 0.010	
			新	7.9 ~ 9.1	0.010	

○愛媛県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1457番 3	平成27年 5 月 8 日

○愛媛県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1239番 2 から 同町甲1248番 5 まで	平成27年 5 月 8 日
"	"	松山市平井町甲1255番 2 から 同市水泥町888番 7 まで	"
"	河中平井停車場線	松山市水泥町944番 4 から 同町950番地先まで	"

## ○愛媛県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子800番地先から 同町高野子474番地先まで	旧	メートル 4 5 ~ 11 4	キロメートル 0.084	
		西予市城川町高野子800番 2 から 同町高野子474番 3 まで	新	5 6 ~ 19 3	0.057	

## ○愛媛県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子800番 2 から 同町高野子474番 3 まで	平成27年 5 月 8 日

## 公営企業公告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 5 月 8 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
エキシマレーザ血管形成装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
エキシマレーザ血管形成装置 1 式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。

## (4) 納入期限

平成27年 8 月24日(月)まで

## (5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

## (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成27年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限  
契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成27年6月8日(月)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成27年6月17日(水)から平成27年6月18日(木)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、6月18日は午後5時15分まで))。  
紙入札による場合は、平成27年6月18日(木)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成27年6月19日(金)午前10時00分  
愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき

平成27年6月8日(月)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
excimer laser angioplasty equipment , 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m. , 18 June 2015
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794